

平成20年5月15日

プライバシーマーク審査員登録制度における平成20年度フォローアップ研修のご案内

財団法人 日本情報処理開発協会
プライバシーマーク推進センター

プライバシーマーク制度における審査員登録制度は、プライバシーマーク審査員資格基準を満たした審査員としての有資格者（プライバシーマーク審査員補、審査員、主任審査員）を登録するものです。それらの有資格者については、資格維持のために年に1回以上のフォローアップ研修を受ける必要があります。

フォローアップ研修は、「プライバシーマーク審査員研修カリキュラム／研修コース基準」の4.1（2）の規定を満たしたものでなければなりません。

これらの研修は、本来、プライバシーマーク事務局が認定した「プライバシーマーク審査員研修機関（以下「審査員研修機関」という。）」が実施するものですが、現在、審査員研修機関を認定するための準備を進めている段階です。

そのため、平成20年度については、プライバシーマーク付与認定指定機関(含む、当協会プライバシーマーク推進センター審査業務室)および当協会高度情報化人材育成室にて実施する研修であって下記の条件のすべてを満たす研修をフォローアップ研修として認めることとします。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 「プライバシーマーク審査員研修コース基準」の4.1（2）の規定を満たした研修2) 研修目標を達成できたことを示す終了証が発行される研修 |
|---|

本件に関するプライバシーマーク審査員登録室のご案内は[こちら](#)をご覧ください。

プライバシーマーク審査員登録制度に関する規定等は、下記を参照してください。

- ◇ [プライバシーマーク審査員登録制度](#)
(プライバシーマーク審査員登録制度の全体的な仕組みを定めたもの)
- ◇ [プライバシーマーク審査員資格基準](#)
(プライバシーマーク審査員に求められる資格の基準を定めたもの)
- ◇ [プライバシーマーク審査員研修カリキュラム／研修コース基準](#)
(プライバシーマーク審査員補となるために修了しなければならない技能を定めたもの)

なお、審査員研修機関の募集については、準備が整い次第公表する予定です。